

令和元年（ホ）第663号 請求異議控訴事件 令和4年3月25日言渡し

控訴人 国

被控訴人 ***

判決要旨

福岡高等裁判所第2民事部

【事案の概要】

本件は、諫早湾の干拓事業を行う国が、佐賀地裁平成20年6月27日判決及び福岡高裁平成22年12月6日判決（本件各確定判決）において、潮受堤防の北部及び南部各排水門（本件各排水門）の開放を求める請求が認容された者らを被告として、上記判決による強制執行の不許を求めた請求異議訴訟の差戻後控訴審である。

【主文の要旨】

- 1 原判決中被控訴人らに関する部分を取り消す。
- 2 本件各確定判決によって開門請求が認められた被控訴人らから控訴人に対する、本件各確定判決に基づく強制執行は、これを許さない。

【主たる争点】

控訴人が主張する次の異議事由のいずれかが認められるか否か。

- 1 本件各確定判決の口頭弁論終結後に生じた事実関係の変動の有無及び請求異議事由該当性（争点1）
- 2 権利濫用又は信義則違反（争点2）
- 3 漁業協同組合の組合員たる地位の消滅（争点3）

【当裁判所の判断】

争点2（権利濫用又は信義則違反）について判断する。

- 1 （判断枠組み）

本件各確定判決は、暫定的・仮定的な利益衡量を前提とした上で、期間を限つ

た判断をしているものであるから、本争点を判断するに当たっては、その予測の
確実性の度合いを前提にしつつ、前訴の口頭弁論終結後の事情の変動を踏まえて、
改めて利益衡量を行い、これを決するのが相当である。

2(1) (漁業に関する状況)

被控訴人らが有する漁業行使権への影響は依然として深刻ではあるが、問題
となっている5つの共同漁業権の対象となる主な魚種全体の漁獲量及び組合員
として漁業に当たっている者の一人当たりの漁獲量は、本件各確定判決の口頭
弁論終結後、増加傾向にあり、その限度で、本件各確定判決の口頭弁論終結当
時より侵害の程度は軽減し、今後もこのような傾向が見込まれる。

また、平成29年評価委員会報告等の内容を踏まえると、潮受堤防閉切り後、
諫早湾とその近傍部における魚類の漁獲量が有意に減少し、その原因の一つに
潮受堤防の閉切りがあるとしても、上記漁獲量の有意な減少の全て又はその大
半の原因が、潮受堤防の閉切りによるものであるといい得るかについては、な
お疑義がある状況である。

(2) (防災機能に関する状況)

潮受堤防には、設置目的の重要な柱である高潮時の防災機能が認められる。

近時における短時間強雨の増加や海面水位の上昇、本明川等の河川改修工事
の状況等を踏まえると、それらが複合的に競合した場合、甚大な水害が発生す
る可能性が否定できない。本件各排水門の適時・適切な閉門操作も、近時の気
象状況等を前提にする限り、本件各確定判決の想定よりもより困難な状況にあ
る。水害被害軽減のための対策工事も実現の目途が立たず、これを実施せずに
本件各排水門を常時開放した場合、被害がより一層深刻となる可能性がある。

このように、現時点においては、潮受堤防を閉め切り、調整池の水位を現状
のように低く保っておく必要性がより高まっている。そして、本件各確定判決
の口頭弁論終結時と比べると、本件各排水門を常時開放した場合に生じる防災
上の支障は相当に増大しているといえる。これらの点は、本件事業及び潮受堤
防設置の本来的目的に関わる部分であって、特に重視する必要がある。

(営農等の状況)

当裁判所が認定した事実によれば、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較

して、本件各排水門を常時開放した場合に生じる営農上の支障は大きい。また、本件各排水門を常時開放する場合には、それに伴い生じる新たな漁業被害の可能性も考慮する必要がある。これらの点は、対策工事实施の目途が立たない現状では、より慎重に考慮されるべき事情である。

(その他の事情)

現時点における本件各排水門の常時開放を検討する際には、新たに形成された生態系や自然環境への影響も考慮すべきである。本件各排水門の常時開放により、調整池内の自然干陸地は全て冠水すると想定されているから、現在の生態系や自然環境等は、本件各排水門の常時開放により、再び変容を余儀なくされる状況にある。また、控訴人が、別の司法判断により、本件各排水門を開放してはならない旨の法的義務を負ったこと、被控訴人らが受領した間接強制金が総額12億3030万円であること、本件各確定判決の判決確定から既に10年以上が、潮受堤防の閉切りからも既に四半世紀がそれぞれ経過していること等の事情も存在する。

一般に本件各排水門の開門とその継続という作為又は不作為の請求が認められるには、妨害が違法であると評価される状態が将来にわたって継続することが具体的に予測されるのみでは足りない。対立する諸利益を考慮しても、被侵害利益に対する救済を損害賠償にとどめるのでは足りず、上記作為等の請求まで認める必要があると判断されることが必要である。

(3) (まとめ)

このように、本件各確定判決の口頭弁論終結時と比較して、被控訴人らが有する漁業行使権に対する影響の程度は軽減する方向となる一方、潮受堤防の閉切りの公共性等は増大する方向となった。(1)及び(2)を総合的に考察すれば、現時点(本件の口頭弁論終結時である令和3年12月1日)において、被控訴人らの救済として作為等の請求までを認めるに足りる違法性があるとはいえない。

3 (結論)

現時点においては、本件各確定判決で認容された本件各排水門の常時開放請求を、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めるに足りる程度の違法性を認めることはできない。そうすると、現時点において、上記1のような性

質等を有する本件各確定判決に基づき、被控訴人らが強制執行を行うことは、許されないとすべきである。

以 上